中期経営計画策定規程

（目 的）

 この規程は、会社経営の安定および発展を確実かつ長期的に実現

するため、中期経営計画の策定と実行管理について規定するととも

に、その策定手続に関して定めたものである。

（構 成）

 中期経営計画は、基本計画および個別計画により構成する。

（基本計画）

 前条に規定する中期経営計画の基本計画は、次の項目で構成し、

経営企画室長が立案のうえ、経営会議の審議を経て取締役会で承認、

決定する。

（１）

（２）主要経営目標

① 目標売上高

②

 ③

④ 目標生産性

（３）経営規模目標

（４）関連する外部環境

（計画の対象期間）

 中期経営計画の対象期間は、○月○日を始期とする３年間とする。

（作成の時期）

 中期経営計画は、原則として○月○日までに作成し、決定する。

ただし、対象期間中の情勢の変化に速やかに対処するため、毎年○月○日までに見直しのうえ、修正を加えるものとする。

（個別計画）

 第２条に規定する中期経営計画の個別計画は、次の項目で構成し、

各担当部門の責任者が立案する。

 ┌──────┬──────────────────────┐

 │ 項 目 │ │

 ├──────┼──────────────────────┤

 ││商品本部の各部長および店舗開発部長 │

 ││営業本部の各部長および店舗開発部長その他関連│

 │ │する各部の部長 │

 └──────┴──────────────────────┘

 ┌──────┬──────────────────────┐

 │ 項 目 │ │

 ├──────┼──────────────────────┤

 │商品開発計画│商品本部の各部長および関連する各部の部長 │

 │店舗開発計画│店舗開発部長 │

 │販売促進計画│営業本部・商品本部の各部長および○○○○部長│

 ││経理部長 │

 ││人事部長 │

 ││各部長および室長 │

 ││総務部長および店舗開発部長 │

 │新規事業計画│経営企画室長 │

 ││経営企画室長 │

 └──────┴──────────────────────┘

（個別計画の策定）

 個別計画は、基本計画に基づいて策定し、その策定手順は次のと

おりとする。

 (１) 経営企画室長は、第３条の手続を経て決定した基本計画を各担

当部門の責任者に通達し、前条の項目ごとに個別計画原案の提出を求める。

 (２) 経営企画室長は、各担当部門の責任者から提出された項目ごと

の個別計画原案につき、関係する各担当部門の責任者に当該項目間を個別に調整のうえ、個別計画案を立案する。

 (３) 個別計画案は、経営会議で審議・決定のうえ、取締役会へ報告

する。

 会社は、中期経営計画策定のため、経営企画室に事務局を置く。

２．事務局は、策定に必要な資料を収集するほか、各担当部門との連

絡および伝達ならびに集計・分析など中期経営計画の策定に関する

 事務活動を行うものとする。

（策定の手順）

 計画の策定は、次の３段階に分けて行う。

 (１) 第１段階 資料収集および基本計画の作成

 (２) 第２段階 個別計画の作成

 (３) 第３段階 総合調整および決定

（策定の日程）

第１０条 計画策定の日程は、毎年○月から○月までとし、総合調整のうえ

○月○日までに決定するのを原則とする。

２．前項の場合において、具体的な日程は次のとおりとする。

 (１) 資料収集および基本計画 ○月○日から○月○日まで

 (２) 個別計画 ○月○日から○月○日まで

 (３) 総合調整・決定 ○月○日から○月○日まで

（資料収集）

第１１条 資料は、過去分析および現状分析に必要な資料を次の基準により

収集する。

 (１) 過去分析

① 会社の成長性・収益性および安全性をみる資料

② 同業他社および国民経済の動向のうち、会社と関係ある資料

 (２) 現状分析

会社の現状を明らかにし、将来の見通しを立てるうえで有効な資料

（予 測）

第１２条 予測は、需要予測を中心に商品構成・店舗形態・立地条件および

新規事業の見通し等を加味して行う。

（経営方針の作成）

第１３条 経営方針は、次の項目によって作成する。

 (１) 計画期間中に達成すべき会社の重要な課題

 (２) 業績に関する方針

 (３) 商品開発に関する方針

 (４) 店舗開発に関する方針

（５）販売促進に関する方針

 (６) 新規事業に関する方針

 (７) 組織および運営ならびに管理に関する方針

 (８) 各部門に関する方針

 （９）対外的諸事項に関する方針

 （基本計画の作成）

第１４条 基本計画は、前条に規定する経営方針のほか、次の項目によって

 作成する。

（１）社会一般の動向と会社との関連における現状と将来の見通し

（２）業界の動向に関する現状と将来の見通し

（３）経営規模計画の概要

① 売 上 高

② 利 益 額

③ 店 舗 数

 ④

 （４）経営規模計画は、予測される種々の事例を想定して作成するも のとする。

（個別計画の作成）

第１５条 個別計画は、各計画別に年度ごとに作成する。

 ２．前項の個別計画は、数値面と対処方法を内容とするものとする。

（改 廃）

第１６条 この規程の改廃は、経営企画室長が立案し、管理本部長と協議の うえ、社長が決裁する。

（付 則）

 この規程は、令和○年○月○日から実施する。